

(新旧対照表)

新	旧
<p data-bbox="312 275 587 304">構造改革特別区域計画</p> <p data-bbox="113 344 248 374">1～7 略</p> <p data-bbox="113 427 759 517">8 特定事業の名称 105(106・107)・1222 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業</p> <p data-bbox="105 1570 165 1599">別紙</p> <p data-bbox="113 1644 786 1733">1 特定事業の名称 105(106・107)・1222 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業</p> <p data-bbox="113 1778 276 1807">2及び3 略</p>	<p data-bbox="1002 275 1276 304">構造改革特別区域計画</p> <p data-bbox="802 344 938 374">1～7 略</p> <p data-bbox="802 427 1477 517">8 特定事業の名称 105_____・1222 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業</p> <p data-bbox="802 562 1477 674">9 <u>構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</u></p> <p data-bbox="802 707 1477 768"><u>・ロボット産業の創出およびロボット関連企業の誘致のための各種施策の展開</u></p> <p data-bbox="802 768 1477 1010"><u>ロボット産業の創出およびロボット関連企業の誘致にも活用できる産業活性化奨励金制度など産業支援各種制度を展開している。また、次世代ロボット産業の拠点形成を目指して、平成20年に地域の研究機関、企業、行政等の産学官からなる「ロボットの街つくば推進プロジェクト」を開始し、産学官が連携して取り組んでいくための方策等についての考えがまとめられている。</u></p> <p data-bbox="802 1043 1477 1104"><u>・ロボットの公開型技術チャレンジ「つくばチャレンジ」の実施</u></p> <p data-bbox="802 1104 1477 1256"><u>人間の実生活環境における自立型移動支援ロボットの技術チャレンジ(大会)として、「つくばチャレンジ」を平成19年から開催している。つくばチャレンジには、全国の大学・企業等から毎年70チーム以上が参加し、ロボット技術の向上に大きく貢献している。</u></p> <p data-bbox="802 1290 1477 1496"><u>・生活支援ロボット安全検証センターとの連携</u> <u>経済産業省が主導するプロジェクト「生活支援ロボット実用化プロジェクト」の拠点施設をつくば市に誘致し、生活支援ロボット安全検証センターが平成22年末に開設された。つくば市は、今後、生活支援ロボット安全検証センターとも連携し、ロボット産業の育成に向けた取り組みを行っていく。</u></p> <p data-bbox="802 1570 863 1599">別紙</p> <p data-bbox="802 1644 1477 1733">1 特定事業の名称 105_____・1222 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業</p> <p data-bbox="802 1778 965 1807">2及び3 略</p>

4 上記2の者が、特区エリア内の公道（幅員3メートル以上で自転車も通行可能な歩道、もしくは自転車歩行者専用道路に限る）において、道路運送車両の保安基準に適合しているまたは保安基準緩和の認定を受けた搭乗型移動支援ロボットの実証実験を、所轄の警察署長の道路使用許可を得たうえで、実施する。実証実験では、平成23年度は、ロボットの社会的な有用性、歩行者等との親和性、ならびに実環境におけるロボットの安全性（主に実環境における搭乗者の安全性）について評価・検証することを主眼に置き、企業等による企業社員等を搭乗者とした実環境走行検証実験、市役所職員等を対象とした搭乗型移動支援ロボット通勤モニター実験、搭乗型移動支援ロボットを活用した防犯パトロール検証実験、一般市民等を対象とした搭乗モニター実験などを、歩行者や自転車が混在して通行している普通の道路環境（歩行者等とロボットが通行する場所の分離はしない。看板で歩道等のうちロボットが通る場所を表示し、歩行者等への周知は行う。）において、実施する。

また、搭乗型移動支援ロボットの安全性を高め、かつ利用者の利便性を高めたための検証実験として、障害物、路面検知機能の試験、危険回避機能の試験、運転者負担軽減機能の試験なども実施する。

平成24年度以降は、搭乗型移動支援ロボットの社会的有用性のさらなる検証として、新交通システムとして成立しうるか他の公共機関との連携を考慮した交通システム社会実験、IT技術等を活用したタウンセキュリティ社会実験等を実施する。また社会的に有用なものとして成り立つためには、ビジネスとして成り立つことが必要であることから、ビジネスモデルとしての成立性を検証する実験も行うこととする。

なお、平成25年度以降は特に日常生活での利用シーンや観光利用シーンなど搭乗型移動支援ロボットが実際に活用されるシーンを想定した実験も行うこととする。

4 上記2の者が、特区エリア内の公道（幅員3メートル以上で自転車も通行可能な歩道、もしくは自転車歩行者専用道路に限る）において、道路運送車両の保安基準に適合しているまたは保安基準緩和の認定を受けた搭乗型移動支援ロボットの実証実験を、所轄の警察署長の道路使用許可を得たうえで、実施する。実証実験では、平成23年度は、ロボットの社会的な有用性、歩行者等との親和性、ならびに実環境におけるロボットの安全性（主に実環境における搭乗者の安全性）について評価・検証することを主眼に置き、企業等による企業社員等を搭乗者とした実環境走行検証実験、市役所職員等を対象とした搭乗型移動支援ロボット通勤モニター実験、搭乗型移動支援ロボットを活用した防犯パトロール検証実験、一般市民等を対象とした搭乗モニター実験などを、歩行者や自転車が混在して通行している普通の道路環境（歩行者等とロボットが通行する場所の分離はしない。看板で歩道等のうちロボットが通る場所を表示し、歩行者等への周知は行う。）において、実施する。

また、搭乗型移動支援ロボットの安全性を高め、かつ利用者の利便性を高めたための検証実験として、障害物、路面検知機能の試験、危険回避機能の試験、運転者負担軽減機能の試験なども実施する。

平成24年度以降は、搭乗型移動支援ロボットの社会的有用性のさらなる検証として、新交通システムとして成立しうるか他の公共機関との連携を考慮した交通システム社会実験、IT技術等を活用したタウンセキュリティ社会実験等を実施する。また社会的に有用なものとして成り立つためには、ビジネスとして成り立つことが必要であることから、ビジネスモデルとしての成立性を検証する実験も行うこととする。

## 5 当該規制の特例措置の内容

つくば市では、筑波研究学園都市内の大学・研究機関、企業等と連携して、「ロボットの街つくば推進プロジェクト」を展開し、生活支援分野などの次世代ロボット産業の創出に取り組んでいる。

生活支援分野のロボットの実用化・普及に向けて社会的有用性や歩行者等との親和性など各種の評価・検証等を行うためには、歩行者等が実際に混在する実環境（公道）での実証実験が不可欠であるが、つくば市は研究学園都市として計画的に整備された街のため、ペDESTリアンデッキや幅員が広い歩道等が整備されており、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業のフィールドとして適していると判断される。本特区計画の目的のひとつは、普通の歩行者等が通行する道路環境（歩行者等とロボットが通行する場所の分離はしない。看板で歩道等のうちロボットが通る場所を表示し、歩行者等への周知は行う。）において、歩行者等と安全かつ親和的に搭乗型移動支援ロボットが有効に機能できるかどうかを検証することであり、そうした混在空間での検証実験も幅員が広く整備された筑波研究学園都市の歩道等であれば、安全かつ市民に迷惑をかけることなく実施することができる。

なお、当該規制の特例を受け実験を行う主体は、ロボット特区実証実験推進協議会（会長：つくば市長）およびその会員企業・組織である。行政が積極的に実験に関与し、地元警察署とも密接に連携しながら、実験にあたり特区エリアへの看板の設置も含めてその地域の住民等への周知なども徹底することにより、適切な安全対策のもと、市民の理解・協力を得ながら、街一体となった実験を円滑に推進することができる。また、実験内容、実験データ等については、ロボット特区実証実験推進協議会幹事会および実験評価検証委員会（協議会内の委員会）が一元的に情報を管理することとし、事故やヒヤリハットが起きた場合を含め、適切に関係行政機関に報告することとする。

また、搭乗型移動支援ロボットの実験を行うにあたっては、ビデオカメラやドライブレコーダーを極力活用することで、映像での実験状況の把握をできるかぎり行うこととする。

さらには、搭乗型移動支援ロボットを含め、歩行者、自転車等が共存し安全に歩道等を通行することができるようにするため、公道における自転車等の乗り方もふくめて、パブリックスペースとしての道路の使い方等（パブリックスペースを安全に皆で共有する意識等）を市民等に理解してもらうような対策を講じることとする。

なお、当特例措置については、平成24年11月2日付けで構造改革特別区域基本方針の別表1に特例措置「106・107」が追加されたことにより、搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造である場合には実施場所の境界を示すための措置が不要となり、また、横断方法が示されたことで横断歩道等での実験が可能となっている。

※106・・・境界表示措置要件の廃止

107・・・実施場所への横断歩道等の追加

## 5 当該規制の特例措置の内容

つくば市では、筑波研究学園都市内の大学・研究機関、企業等と連携して、「ロボットの街つくば推進プロジェクト」を展開し、生活支援分野などの次世代ロボット産業の創出に取り組んでいる。

生活支援分野のロボットの実用化・普及に向けて社会的有用性や歩行者等との親和性など各種の評価・検証等を行うためには、歩行者等が実際に混在する実環境（公道）での実証実験が不可欠であるが、つくば市は研究学園都市として計画的に整備された街のため、ペDESTリアンデッキや幅員が広い歩道等が整備されており、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業のフィールドとして適していると判断される。本特区計画の目的のひとつは、普通の歩行者等が通行する道路環境（歩行者等とロボットが通行する場所の分離はしない。看板で歩道等のうちロボットが通る場所を表示し、歩行者等への周知は行う。）において、歩行者等と安全かつ親和的に搭乗型移動支援ロボットが有効に機能できるかどうかを検証することであり、そうした混在空間での検証実験も幅員が広く整備された筑波研究学園都市の歩道等であれば、安全かつ市民に迷惑をかけることなく実施することができる。

なお、当該規制の特例を受け実験を行う主体は、ロボット特区実証実験推進協議会（会長：つくば市長）およびその会員企業・組織である。行政が積極的に実験に関与し、地元警察署とも密接に連携しながら、実験にあたり特区エリアへの看板の設置も含めてその地域の住民等への周知なども徹底することにより、適切な安全対策のもと、市民の理解・協力を得ながら、街一体となった実験を円滑に推進することができる。また、実験内容、実験データ等については、ロボット特区実証実験推進協議会幹事会および実験評価検証委員会（協議会内の委員会）が一元的に情報を管理することとし、事故やヒヤリハットが起きた場合を含め、適切に関係行政機関に報告することとする。

また、搭乗型移動支援ロボットの実験を行うにあたっては、ビデオカメラやドライブレコーダーを極力活用することで、映像での実験状況の把握をできるかぎり行うこととする。

さらには、搭乗型移動支援ロボットを含め、歩行者、自転車等が共存し安全に歩道等を通行することができるようにするため、公道における自転車等の乗り方もふくめて、パブリックスペースとしての道路の使い方等（パブリックスペースを安全に皆で共有する意識等）を市民等に理解してもらうような対策を講じることとする。